

保護者の皆様へ

# 就学援助についてのお知らせ

新見市教育委員会

新見市では、お子さんが小・中学校で安心して勉強できるよう、給食費や学用品費などの経費を援助する「就学援助制度」があります。

この援助を申請することができるのは、次のうちいずれかにあてはまる方で、審査のうえ決定します。

- \* 生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった方
- \* 市町村民税が非課税になっている方
- \* 国民年金保険料が免除になっている方
- \* 国民健康保険法の保険料が減免または徴収を猶予されている方
- \* 児童扶養手当を受給されている方（児童手当ではありません）
- \* 市町村民税、個人の事業税、固定資産税のいずれかが減免になっている方
- \* その他の要件をお持ちの方（社会福祉協議会による生活福祉金の貸付を受けている方等）
- \* 上記に該当しないが生活に困窮し、就学援助を必要とされている方

| 援 助 内 容                               |                                                |                      | (助成予定額：年額) |  |
|---------------------------------------|------------------------------------------------|----------------------|------------|--|
| 区分                                    | 小学校                                            | 中学校                  |            |  |
| 学用品費                                  | 1 1, 4 2 0 円                                   | 2 2, 3 2 0 円         |            |  |
| 通学用品費<br>(第一学年を除く)                    | 2, 2 3 0 円                                     | 2, 2 3 0 円           |            |  |
| 新入学学用品費                               | 5 0, 6 0 0 円                                   | 5 7, 4 0 0 円         |            |  |
| 校外活動費<br>(宿泊を伴わないもの)                  | (限度)<br>1, 5 5 0 円                             | (限度)<br>2, 2 4 0 円   |            |  |
| 校外活動費<br>(宿泊を伴うもの)                    | (限度)<br>3, 5 7 0 円                             | (限度)<br>6, 0 1 0 円   |            |  |
| 修学旅行費                                 | 交通費・宿泊料・見学料等の経費                                |                      |            |  |
|                                       | (限度)<br>2 1, 1 9 0 円                           | (限度)<br>5 7, 2 9 0 円 |            |  |
| 学校給食費<br>(学校給食費応援<br>に一みんポイント事業対象者以外) | 主食代・おかず代・牛乳代(保護者実費の85%)<br>又は<br>給食費応援に一みんポイント |                      |            |  |

援助を必要とされる方は、下記の書類を **6月6日(金)** までに学校へ提出してください。

【提出書類】

- ・「就学援助交付申請書(兼世帯票)」※申請書は学校、教育委員会にあります。
  - ・「預金通帳の写し」(銀行名、支店名、口座番号等が分かるもの。)
  - ・「令和7年度市県民税課税・非課税証明書(世帯票)」(6月1日以降税務課・各支局で取得可)
- わからないことがありましたら、新見市教育委員会 学校教育課(電話：72-6146)へおたずねください。

- \* 学校給食費応援に一みんポイント事業対象者の給食費については、全額に一みんポイントでの支給となります。
- \* 学校集金等を滞納されている方につきましてはこれまでどおり、学校から給付を受けていただきます。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。